

第11回教育委員会臨時会 案件表

○ 日 時

令和2年5月6日（水）

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第38号 令和2年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について (資料1)
- (2) 議案第39号 令和2年度練馬区立図書館の臨時休館について (資料2)
- (3) 議案第40号 令和2年度練馬区立青少年館の臨時休館について (資料3)

資 料 1	
-------	--

議案第 38 号

令和 2 年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 6 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 2 年 5 月 6 日
教育振興部教育総務課

令和 2 年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立学校の管理運営に関する規則第 4 条に基づき、以下のとおり区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業日を設定する。

1 臨時休業日

令和 2 年 5 月 11 日（月）から令和 2 年 5 月 29 日（金）まで

2 周知方法

練馬区ホームページ、練馬区緊急一斉メール、各学校通知により周知

3 練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 2 年 5 月 6 日）

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は5月4日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の実施期間を5月31日まで延長することとしました。

これを受け東京都も、外出自粛や休業要請等を内容とする緊急事態措置の期間を延長しました。また、東京都教育委員会は、都立学校に対し5月31日までの休業延長を通知し、区立学校についても同様の対応とすることを要請しました。

そこで区は、これらの状況を踏まえ、5月31日までの間、以下のとおり決定します。

1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様に徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

2 具体的な対応策（5月31日まで）

【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は引き続き臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営します。感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは引き続き休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは引き続き休館します。

【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

3 区民の皆様へのお願い

- 政府の専門家会議が示した「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を実行し、人と人との接触を7～8割減らすことが目標です。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 不要不急の帰省や旅行などは避けてください。

資料 2	
------	--

議案第 39 号

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 6 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和2年5月6日
教育振興部光が丘図書館

令和2年度練馬区立図書館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立図書館条例第4条第1項に基づき、以下のとおり区立図書館の臨時休館日を設定する。

1 臨時休館日

令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで

2 周知方法

練馬区ホームページ、図書館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

3 練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和2年5月6日）

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は5月4日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の実施期間を5月31日まで延長することとしました。

これを受け東京都も、外出自粛や休業要請等を内容とする緊急事態措置の期間を延長しました。また、東京都教育委員会は、都立学校に対し5月31日までの休業延長を通知し、区立学校についても同様の対応とすることを要請しました。

そこで区は、これらの状況を踏まえ、5月31日までの間、以下のとおり決定します。

1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様に徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

2 具体的な対応策（5月31日まで）

【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は引き続き臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営します。感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは引き続き休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは引き続き休館します。

【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

3 区民の皆様へのお願い

- 政府の専門家会議が示した「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を実行し、人と人との接触を7～8割減らすことが目標です。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 不要不急の帰省や旅行などは避けてください。

資 料 3	
-------	--

議案第40号

令和2年度練馬区立青少年館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和2年5月6日

提出者 教育長 河 口 浩

令和2年度練馬区立青少年館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 2 年 5 月 6 日
こども家庭部青少年課

令和 2 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立青少年館条例第 5 条第 1 項に基づき、以下のとおり区立青少年館の臨時休館日を設定する。

1 臨時休館日

令和 2 年 5 月 11 日（月）から令和 2 年 5 月 31 日（日）まで

2 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

3 練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 2 年 5 月 6 日）

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は5月4日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の実施期間を5月31日まで延長することとしました。

これを受け東京都も、外出自粛や休業要請等を内容とする緊急事態措置の期間を延長しました。また、東京都教育委員会は、都立学校に対し5月31日までの休業延長を通知し、区立学校についても同様の対応とすることを要請しました。

そこで区は、これらの状況を踏まえ、5月31日までの間、以下のとおり決定します。

1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様に徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

2 具体的な対応策（5月31日まで）

【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は引き続き臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営します。感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは引き続き休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは引き続き休館します。

【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

3 区民の皆様へのお願い

- 政府の専門家会議が示した「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を実行し、人と人との接触を7～8割減らすことが目標です。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 不要不急の帰省や旅行などは避けてください。